

2021年1月26日

ヤマハ英語講師ユニオン
執行委員長 清水ひとみ 様

株式会社ヤマハミュージックジャパン
代表取締役社長 押木 正人

「雇用契約エントリーに関する要求書」に対する会社回答

貴ユニオンからの2021年1月25日付「雇用契約エントリーに関する要求書」について、下記の通り回答致します。

記

1 エントリー直後の担当者からの連絡

A契約でエントリーしたにもかかわらず、エントリー直後に担当者から電話等で連絡があり、「A契約ではエントリーできない」と言われたり、委任を選択することを勧められるという声が多く寄せられています。

寄せられた声によると、現状のコマ数が少なかったり、レッスンの統廃合により担当コマ数が減少することが見込まれる場合に、A契約を選択できないと言われるようです。また、土曜日のコマ数が多く、平日のコマ数が少ない講師についても、同様の指摘を受けているようです。

しかしながら、レッスンの統廃合の問題は、雇用か委任かにかかわらず生じる問題であり、契約形態とは関係がなく、契約形態の選択にレッスン統廃合の問題を反映させることは望ましくありません。また、土曜日のコマ数が多い講師がA契約を選択できない理由は全くありません。

そもそも、雇用契約エントリーは、あくまでエントリー（申込み）であり、具体的な内容等については、今後、会社との間で交渉・合意することが想定されているはずですが、この交渉・合意は、来期のレッスン開講がある程度定まってきた段階で行うことが可能であり、時期としても遅くないはずですが、エントリー直後に、担当者の判断でこのような連絡がなされていること自体にも問題があります。

この点については、当ユニオンとしても大きな問題であると考えております。エントリー直後に、希望した契約形態を否定するような連絡をせず、講師の意向を真摯に受け止めて交渉をしていただくよう求めます。

（回答）基本的に現在の稼働実態に関わらず、エントリー時にはA、B契約の種別のご希望を伺っています。12月に特約店から開講枠の申請を頂き、現在、講師の稼働を調整しているところですが、稼働調整の中で、2日、3日となってしまう講師に対して、エリアによっては、新たな稼働を提案するために、現状登録頂いている以外での稼働可能な曜日や時間、また他の会場となる場合での移動時間を含めた時間帯などの確認をしていますが、希望に沿った稼働会場が無い、募集コースに生徒が集まらない等の理由で実現できない可能性もあることもお伝えしています。また、その会話の延長線で、B契約や委任契約を選択できる可能性について伝えることはあると考えています。

講師面談の中で、講師からも早く自分の稼働がどうなるか知りたいとの声も数多く寄せられており、早めに伝える必要があると考えています。

尚、本件に関してのユニオンの要求はご意見として承りますが、個別事情も踏まえて講師各位と個別にご相談させていただきます。

2 休任中の講師のエントリーについて

休任中の講師から、講師サイトにアクセスできるものの、雇用化エントリーに関する情報が共有されていないとの報告が寄せられています。休任中の講師についてエントリーを制限する理由は全くありませんので、休任中の講師にも早急に雇用エントリーに関する情報を提示するよう求めます。

(回答)休任講師への情報開示ですが、2021年7月時点で復任が確定している方については、既に雇用エントリーに関する情報を共有しています。

今回、ユニオンからの要求に応じ、2020年1月以降の休任の方に対して、1月26日に雇用エントリーに関する情報共有の案内をメールにて送付し、講師サイトにて共有致しました。

尚、復任が確定していない方については、復任が確定した時点で、契約種別やそれ以降のエントリー方法について改めて説明をする予定です。

以上